

# 告 示

## 埼玉県計量検定所長告示第四号

計量法（平成四年法律第五十一号）第十九条の規定による特定計量器の定期検査を、同法第二十条第一項の規定により、指定定期検査機関一般社団法人埼玉県計量協会に次のとおり実施させる。

平成三十年七月二十四日

埼玉県計量検定所長 小堀和弘

### 一 検査対象となる特定計量器

質量計（電気式はかり及びひょう量が二百五十キログラムを超える電気式以外のはかり）

### 二 検査を行う区域、期日及び場所

区域	期 日	場 所
狭山市	平成三十年八月二十七日から十一月二十六日まで（日曜日、土曜日及び休日（埼玉県の休日を定める条例（平成元年埼玉県条例第三号）第一条第一項第二号及び第三号に掲げる日を除く。以下同じ。）を除く。）	計量器の所在場所
長瀬町	平成三十年九月四日から十二月三日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
横瀬町	平成三十年九月五日から十二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
皆野町	平成三十年九月六日から十二月五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同
小鹿野町	平成三十年九月十日から十二月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	同

秩父市	富士見市	和光市	ふじみ野市	志木市	朝霞市	新座市
平成三十年九月十三日から十二月十二日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十一日から平成三十年一月十日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十五日から平成三十年一月十五日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月十七日から平成三十年一月十六日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月二十二日から平成三十年一月二十一日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十月二十五日から平成三十年一月二十四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）	平成三十年十一月五日から平成三十年二月四日まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）
同	同	同	同	同	同	同